# 第1章総論

# (白紙ページ)

# 第1章 総論

#### 第1節 計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨

東大和市は、平成18年5月、障害者基本法に基づく障害者計画を包含する第三次東大和市地域福祉計画(計画期間:平成18年度から平成22年度)を策定し、また、平成19年3月には、障害者自立支援法に基づく第1期東大和市障害福祉計画(計画年度:平成18年度から平成20年度)を策定し、これらの計画により障害者施策を推進して参りました。

平成21年3月、第2期東大和市障害福祉計画を策定するにあたり、障害者計画を地域福祉計画から分離し、障害者計画と障害福祉計画を一体的な計画として、「第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画」(計画期間:平成21年度から平成23年度)を策定しました。

このたび、第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画の計画期間が終了するにあたって、引き続き一体的な計画として、第2次東大和市障害者計画・第3期東大和市障害福祉計画を策定するものです。

#### 2 計画の位置づけ

- (1)第2次東大和市障害者計画障害者基本法第9条第3項の規定に基づく計画です。
- (2) 第3期東大和市障害福祉計画 障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく計画です。

第2次東大和市障害者計画・第3期東大和市障害福祉計画は、東大和市第二次基本構想に即し、第四次地域福祉計画と調和を図り策定します。なお、第3期東大和市障害福祉計画は、国の障害福祉計画策定に係る基本的な指針に即し、かつ第3期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方を踏まえた数値目標等を内容とするものです。

#### 3 計画の期間

第2次東大和市障害者計画・第3期東大和市障害福祉計画は、障害者に係る計画として一体的に策定することから、障害福祉計画策定のための国の基本的な指針に定める計画策定時期、期間及び見直し時期の規定と整合を図り、計画期間を平成24年度から平成26年度の3か年とします。

なお、第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画については、計画期間を 平成27年度から平成29年度の3か年とし、平成26年度中に策定します。

# 第2節 計画策定の背景

#### 1 障害者に関する施策の動向

#### (1) 障害者基本法

障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を 定めた法律で、昭和45年に議員立法により制定され、平成5年の改正で法律名も「障害 者基本法」となりました。

平成16年の改正により、政府・都道府県・市町村は、「障害者基本計画」を策定しなければならないこととされました。

平成21年12月、政府は、障害者にかかる制度の集中的な改革を行うため、「障がい者制度改革推進本部」を設置し、その下に障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」を設けました。推進会議の議論を踏まえて、「障害者自立支援法の一部を改正する法律案」が国会へ提出され、平成23年7月可決・成立し、8月に公布・施行(一部を除く)されました。

平成23年改正の「障害者基本法」の概要は次のとおりです。

- ①「障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現」が法の目的として新たに規定されました。
- ②「障害」の範囲について、発達障害や難病などに起因する障害が含まれることを明確 化する観点から、精神障害に「発達障害を含む。」と定義し、難病などに起因する障害 ついては「その他の心身の機能の障害」に含むものとして整理されました。
- ③障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図るに当たって旨とするべき事項として、地域社会における共生、コミュニケーション手段の選択の機会の確保が、新たに規定されました。
- ④障害者の福祉に関する基本的施策は、近年の障害者施策の動向を踏まえ、医療、介護等、教育、公共的施設のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化、相談等について見直しがされたほか、療育、防災及び防犯、消費者としての障害者の保護、選挙などにおける配慮、司法手続きにおける配慮などの規定が新設されました。

#### (2) 障害者自立支援法

平成15年4月、支援費制度が導入され、障害者福祉サービスは、「措置制度」から、「契約に基づく制度」に大きく変更されました。しかし支援費制度は、急激に増加した利用者に対し財源保障がなされていないこと、旧来の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法といった個別法に依拠していたことなどの課題を抱えて、制度開始早々から制度改革が検討され、その結果、平成18年4月、障害者自立支援法が施行されました。

障害者自立支援法には次の5つのねらいがあります。

- ①障害者の福祉サービスを一元化
- ②利用者本位のサービス体系に再編
- ③安定的な財源の確保
- ④障害者がもっと働ける社会の実現
- ⑤支給決定の透明化、明確化

なお、法第88条により、市町村は「市町村障害福祉計画」を定めるものとされ、計画には、障害福祉サービス等の必要な見込量、見込量を確保するための方策を盛り込むと規定されました。

自立支援法により、障害福祉サービスの利用について1割の負担が導入されたことは、 障害当事者の反発を招き、施行後ほどなくして利用者負担が軽減され、以後改正が繰り返 されています。また、財源確保のため国庫負担基準額を設けたため、重度障害者に必要な 介助量が支給されないという事態も招きました。

自立支援法施行による生活への影響は大きく、全国各地で違憲訴訟が起こされました。 違憲訴訟は、平成22年1月、厚生労働省との基本合意文書を締結して終結しました。基 本合意書では、自立支援法の廃止と新法の制定が約束されました。

これを受けて、平成22年12月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、自立支援法も、①障害の範囲の見直し ②利用者負担の見直し ③相談支援の充実 ④障害児支援の強化などに対応した改正がなされました。

# (3) 障がい者制度改革推進会議での議論と「障害者総合福祉法」(仮称)

平成21年12月、自立支援法への当事者からの異議申し立ての結果として新たな制度 検討が求められたことと、「障害のある人の権利に関する条約(障害者権利条約)」の批准 を目的とする国内法の整備の必要から「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。 その下に「障がい者制度改革推進会議」が設けられ、さらに自立支援法後の新たな法の検 討を目的に、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設置されました。

平成23年8月、障害者総合福祉法(仮称)の骨格提言を総合福祉部会がまとめました。 今後、平成24年の通常国会に法案を提出、平成25年8月までに障害者自立支援法を廃 止し、法を施行することが閣議決定されています。

骨格提言の概要は、次のとおりです。

- ①障害者総合福祉法が目指すべき6つのポイント
  - ア. 障害者と障害のない市民との平等と公平
  - イ. 障害の種別間の谷間や制度間の空白の解消
  - ウ. どこで暮らしても一定の水準の支援が受けられるような格差の是正
  - エ. 社会的入院や長期施設入所などの放置できない社会問題の解決
  - オ. 障害者本人のニーズに合った支援サービスの開発
  - カ. OECD 加盟国平均並みの安定した予算の確保
- ②支給決定については、障害程度区分を使わず、本人がサービス利用計画を策定して申請をし、市町村の支援ガイドラインに基づいてニーズアセスメントをする。
- ③支援体系については、全国共通の仕組みで提供される支援(就労支援、日中活動等支援、居住支援、施設入所支援、個別生活支援、コミュニケーション支援及びガイドコミュニケート支援、補装具・日常生活用具、相談支援、権利擁護)と地域の実情に応じて提供される市町村独自支援とに整理する。
- ④利用者負担については、障害に伴う必要な支援は原則無償とし、ただし高額な収入の

ある者には、収入に応じた負担を求めることとする。

# (4) 障害者虐待防止法

平成23年6月、議員立法による「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が成立、平成24年10月に施行されることとなりました。法では、障害者虐待を①養護者による虐待、②障害者福祉施設従業者等による虐待、③使用者による虐待と定義して、市町村、都道府県などの責務を規定しています。養護者による虐待では、通報を受けた市町村は、立入調査等で事実確認をし、必要に応じて被虐待者の一時保護等も行うこととされました。施設従業者等による虐待に対しては都道府県が、使用者による虐待に対しては都道府県労働局が指導することとされました。また、虐待対応の窓口として、市町村の部局又は施設において「障害者虐待防止センター」、都道府県の部局又は施設において「障害者権利擁護センター」の機能を果たすようにすると規定されました。

## 2 国の障害者計画

平成14年、国が障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と「重点施策実施5カ年計画」を策定しました。

#### ①障害者基本計画の概要

国の「障害者基本計画」は、計画期間を平成15年度からの10年間とし、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の考えを打ち出し、障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現を目指しています。

#### ②重点施策実施5か年計画の概要

障害者基本計画における推進体制の項目に基づき、平成14年12月「重点施策実施5か年計画」が決定されました。これは、障害者基本計画の前期5年間に重点的に 実施する施策とその達成目標を示したものです。

平成19年12月、基本計画の後期5年間における諸施策の着実な推進を図るため、新たな「重点施策実施5か年計画」が策定され、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等を定めました。

## 3 障害福祉計画の策定

#### (1) 国の基本的な指針

障害福祉計画の策定は、国の基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号) に即することとされ、第3期障害福祉計画の策定に関し、数値目標及びサービス見込量 の基本的な考えの変更はありませんが、次の法律の成立を受けて、必要な見直しを行い ました(平成23年厚生労働省告示第478号)。

①障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すま

での間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

- ②障害者基本法の一部を改正する法律
- ③地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
- ④障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

## (2) 第3期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方

東京都は、東京都が策定する第3期障害福祉計画に関し、東京都障害者施策推進協議会の意見を踏まえ、「第3期障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方(案)」を示しました。

<第3期東京都障害福祉計画の基本的理念>

障害者が、他の都民と同様に、自らの生活のあり方や人生設計について、自らが選び、 決め、行動するという「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重され、人間として の尊厳をもって地域で生活できるよう、以下のような社会の実現を目指して、引き続き 障害者自立支援施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本理念I障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

基本理念Ⅱ 障害者が当たり前に働ける社会の実現

基本理念Ⅲ すべての都民が共に暮らす地域社会の実現

# (白紙ページ)

# 第2章 理念と目標

# (白紙ページ)

# 第2章 理念と目標

#### 1 計画の理念

第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画では、第1期東大和市障害福祉計画の理念を承継し、引き続き維持することとし、計画の理念を次のように定めました。

# 『障害のある人が、住み慣れた地域の中で自立した生活を営み、 社会参加し、働くことのできる社会の実現をめざします』

改正障害者基本法では、第1条の目的に、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが加えられました。

第2次東大和市障害者計画・第3期東大和市障害福祉計画では、第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画の理念を引き継ぎつつ、改正障害者基本法の基本理念を踏まえて、計画の理念を次のように定めます。

『障害のある人が、個人としての人権が尊重され、 自立して生きていけるまち東大和の実現』

#### 2 計画の目標

本計画では、理念を実現するために次の4つの目標を掲げます。

# 目標1 自立を支える基盤づくり

障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要なサービスが適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、権利擁護のための施策を推進します。

# 目標 2 自立を支えるサービスの充実

障害者自立支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画に数値目標等を定めてサービスの充実に努めます。その他、在宅障害者のための各種サービスの充実に努めます。また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、障害のある人の経済的自立を支援します。

# 目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じてさまざまな課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

# 目標4 共に生きる地域づくり

障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁(バリア)をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための各種啓発活動の推進、障害特性に配慮したバリアフリー化、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりに取り組みます。

# 第3章 障害福祉をめぐる 東大和市の状況

# (白紙ページ)

# 第3章 障害福祉をめぐる東大和市の状況

# 第1節 身体障害者、知的障害者、精神障害者の状況

## 1 身体障害者の状況

身体障害者数(表-1)は、平成22年度2,496人で、前年比49人(2.0%)の増、平成18年度から211人(9.2%)増えています。年齢別では、65歳以上の方が、平成18年度から199人(14.5%)増え、1,571人で全体の62.9%を占めています。

表-1 身体障害者数の推移(各年度3月31日現在)

	障害等級	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 糸	汲	791	820	841	868	887
	18 歳未満	33	33	30	26	27
	65 歳未満	341	342	337	339	341
	65 歳以上	417	445	474	503	519
2 治	<b></b> 吸	378	388	390	397	394
	18 歳未満	14	13	14	16	15
	65 歳未満	152	159	154	158	156
	65 歳以上	212	216	222	223	223
3 <del>/</del>	汲	360	380	379	389	404
	18 歳未満	8	10	10	10	8
	65 歳未満	107	108	99	99	110
	65 歳以上	245	262	270	280	286
4 <b>#</b>	殁	514	520	539	551	544
	18 歳未満	6	4	4	4	5
	65 歳未満	154	155	160	159	164
	65 歳以上	354	361	375	388	375
5 希	汲	115	111	114	113	125
	18 歳未満	1	2	3	4	6
	65 歳未満	54	48	42	42	53
	65 歳以上	60	61	69	67	66
6 治	及	127	127	130	129	142
	18 歳未満	4	5	6	5	5
	65 歳未満	39	38	36	36	35
	65 歳以上	84	84	88	88	102
合	計	2,285	2,346	2,393	2,447	2,496
	18 歳未満	66	67	67	65	66
	65 歳未満	847	850	828	833	859
	65 歳以上	1,372	1,429	1,498	1,549	1,571

障害別 (表-2) では、肢体不自由が1, 346人で53.9%。次いで内部障害が776人で、31.1%を占めています。等級別では、1級・2級の重度障害者が、<math>1,281人で全体の51.8%を占めています。

過去5年間の推移(表-3)では、平成18年度から平成22年度までの間で、肢体不自由が51人、内部障害が140人の増で、内部障害者の増加が際立っています。

表-2 障害別身体障害者数(平成23年3月31日現在)

(単位:人、%)

障害区分・	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比 (総数)
肢体不自由	総数	337	303	254	316	98	38	1,346	<b>5</b> 2.0
放平个日田	児童	21	11	5	1	4	1	43	53.9
視  覚	総数	53	32	10	11	25	6	137	
	児童	0	2	0	0	2	0	4	5.5
聴覚	総数	10	46	19	40	2	98	215	8.6
	児童	0	2	1	2	0	4	9	0.0
音声•言語	総数	0	2	14	6	_	_	22	0.9
日戸・古間	児童	0	0	1	0	_	_	1	0.9
内部障害	総数	487	11	107	171			776	91.1
内即降音	児童	6	0	1	2	_	_	9	31.1
Δ <b>‡</b> L.	総数	887	394	404	544	125	142	2,496	100.0
合 計	児童	27	15	8	5	6	5	66	100.0
構成比 (総数)		35.5	15.8	16.2	21.8	5.0	5.7	100.0	

※児童は18歳未満で内数。

表-3 障害別身体障害者数の推移(各年度3月31日現在)

(単位:人)

障害等	<b>幹級</b>	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
肢体	総数	1,295	1,319	1,331	1,343	1,346
不自由	児童	47	48	46	43	43
視覚	総数	128	131	129	134	137
視覚	児童	0	2	2	2	4
聴覚	総数	204	206	211	210	215
	児童	8	10	11	12	9
音声•	総数	22	22	20	20	22
言語	児童	2	1	1	1	1
内部	総数	636	668	702	740	776
障害	児童	9	6	7	7	9
Δ ₹L	総数	2,285	2,346	2,393	2,447	2,496
合 計	児童	66	67	67	65	66

※児童は18歳未満で内数。

# 2 知的障害者の状況

知的障害者数(表-4)は、平成22年度502人で、前年比14人(2.9%)の増、 平成18年度からは、86人(20.7%)増えています。

等級別では、平成18年度から、2度の方が30人、4度の方が42人増えており、重度の方とともに、軽度の方が増える傾向にあります。

表-4 知的障害者数の推移(各年度3月31日現在)

	障害等級	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 /	度	20	21	20	23	24
	18 歳未満	5	6	6	6	5
	65 歳未満	15	15	14	17	19
	65 歳以上	0	0	0	0	0
2 /	<b></b>	116	132	139	145	146
	18 歳未満	22	33	36	38	39
	65 歳未満	89	94	99	104	106
	65 歳以上	5	5	4	3	1
3 /	<b></b>	120	121	125	133	130
	18 歳未満	26	28	28	35	32
	65 歳未満	83	84	88	89	90
	65 歳以上	11	9	9	9	8
4 /	<b></b>	160	169	173	187	202
	18 歳未満	59	59	62	60	62
	65 歳未満	98	108	108	124	136
	65 歳以上	3	2	3	3	4
合	計	416	443	457	488	502
	18 歳未満	112	126	132	139	138
	65 歳未満	285	301	309	334	351
	65 歳以上	19	16	16	15	13

# 3 精神障害者の状況

精神保健福祉手帳は、2年間の有効期間のある手帳です。精神保健福祉手帳の認定有効期間のある人を精神障害者とした場合、表-5のとおりとなります。平成18年度から平成22年度の5年間で、176人(65.7%)と急激に増えています。

また、自立支援医療(精神通院)の認定有効期間のある人も、5年間で161人増えています。

表-5 精神障害者数の推移(各年度3月31日現在)

	障害等級	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 糸	汲	55	36	26	36	41
	18 歳未満	_			0	0
	65 歳未満				28	33
	65 歳以上	_	_	_	8	8
2 ء	汲	151	143	149	251	276
	18 歳未満	_	_	_	2	2
	65 歳未満	_	_	_	218	243
	65 歳以上	_			31	31
3 糸	汲	62	66	63	105	127
	18 歳未満	_	_	_	0	1
	65 歳未満	_	_	_	96	115
	65 歳以上	_			9	11
合	計	268	245	238	392	444
	18 歳未満	_	_		2	3
	65 歳未満	_	_		342	391
	65 歳以上	_			48	50

<sup>※</sup>平成20年度以前は、年齢別のデータなし。

表-6 自立支援医療(精神通院)の認定有効期間のある人(各年度3月31日現在) 単位:人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
自立支援医療					
(精神通院) の	200	000	905	1,185	1,060
認定有効期間	899	830			
のある人					

#### 4 障害者数の将来推計

東大和市の人口は、伸び率の鈍化はあるものの、平成35年までは増加して86,500 人に達すると予測されています。また、高齢化率については、平成23年の21.9%が平 成29年までは急速に進行し26.1%になるとの見通しです。

障害者数は、毎年100人前後増加しており、人口増加及び高齢化の進行を勘案すると、 平成23年度以降もしばらくの間、100人前後増加していくことが予測され、平成28年 度には4,000人を超えると思われます。

なお、表-7の障害者数は、身体・知的・精神障害の手帳所持者数による推計であり、障害者基本法等で「障害」の範囲と規定した発達障害や難病などに起因する障害があり、障害者手帳を所持していない方は含まれません。これらの方を加えると、実際の障害者数は、さら増えるものと思われます。

表-7 全障害者数推計(各年度3月31日現在)

年度	総人口	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	合 計
平成 15 年度	79,960	2,039	352	-	2,391
平成 16 年度	79,978	2,145	363	ı	2,508
平成 17 年度	79,977	2,223	384	ı	2,607
平成 18 年度	81,288	2,285	416	268	2,969
平成 19 年度	81,977	2,346	443	245	3,034
平成 20 年度	82,218	2,393	457	238	3,088
平成 21 年度	82,734	2,447	488	392	3,327
平成 22 年度	83,413	2,496	502	444	3,442
平成 23 年度	83,685	2,534	519	479	3,532
平成 24 年度	84,088	2,576	536	515	3,627
平成 25 年度	84,493	2,619	554	551	3,724
平成 26 年度	84,850	2,661	572	587	3,820
平成 27 年度	85,191	2,702	590	624	3,916
平成 28 年度	85,523	2,744	607	660	4,011
平成 29 年度	85,774	2,783	624	696	4,103

<sup>※</sup>平成23年度以降は推計値。

# 第2節 障害福祉サービスの利用の状況

表-8 居宅介護の利用実績(各年度1月当たりの利用人数、利用時間) (単位:人、時間)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
障害	サービス区分	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
種別		利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
	白. / 八#:	19	11	15	11	14
	身体介護	205	75.5	84.5	88	217
	家事援助	31	26	27	25	27
	<del>多事</del> 援助	529.5	454	377.5	413.5	430.5
	乗降介助	0	0	0	0	0
	大性力 切	0	0	0	0	0
	移動介護	11	_	_	_	_
白	(介護なし)	183	_	_	_	_
身体障害	移動介護	13	_	_	_	_
障   害	(介護あり)	463	_	_	_	_
	   日常生活支援	20	_	_	_	_
	- 111人以	4,893.5	_	_	_	_
	通院介助	1	5	4	7	9
	(介護なし)	0.5	5	8	27	29.5
	通院介助	9	9	7	5	6
	(介護あり)	66	66.5	39	24.5	24.5
	重度訪問介護	14	18	18	22	15
	宝风10471100	4,569	5,111.5	5,396	5249.5	4,589
	   身体介護	13	7	7	10	12
	23 11 21 82	100.5	97	86.5	110.5	125.5
	家事援助	7	3	5	5	5
	311 227	45.5	36.5	34.5	73.5	78
	   乗降介助	0	0	0	0	0
<b>4</b> n		0	0	0	0	0
知的障害	移動介護	31	_		_	_
害	(介護なし)	336	_	_	_	_
	移動介護	24	_	_	_	_
	(介護あり)	292	_	_	_	_
	   行動援護	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	通院介助	1	1	2	2	2
	(介護なし)	1.5	1	4	5	6

	>=====================================					
	通院介助	7	8	8	7	9
	(介護あり)	15	21	22	21.5	25
	身体介護	18	19	15	11	9
	3 件/1 曖	267.5	312	223.5	180	104
	家事援助	9	9	9	7	6
	<b>水争货</b> 功	138	149	144.5	100.5	90
	乗降介助	0	0	0	0	0
	米陸月切	0	0	0	0	0
障害児	移動介護	8	_	_	_	_
見	(介護なし)	56.5	_	_	_	_
	移動介護	19	_	_	_	_
	(介護あり)	189.5	_	_	_	_
	通院介助	0	0	0	0	1
	(介護なし)	0	0	0	0	4
	<b>行動控</b> 業	2	2	2	1	1
	行動援護	20	24.5	10	10	10
	身体介護	1	4	4	3	3
精	対   沿川	8	10.5	10	10.5	10
神暗	<b>学車採</b> 品	17	16	19	19	19
精神障害者	家事援助	79.5	85	96.5	98.5	107
有	通院介助	0	0	0	0	1
	(介護なし)	0	0	0	0	0.5

表-9 短期入所の利用実績(各年度の延べ利用人数、利用日数) (単位:人、日)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
障害種別	延利用人数	延利用人数	延利用人数	延利用人数	延利用人数
	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数
成人	129	122	144	179	271
成 人	807	794	975	1,474	1,896
障害児	130	107	135	137	148
早 古 元	431	304	391	533	726

表-10 グループホーム、ケアホームの利用実績(各年度末の利用人数) (単位:人)

障害種別	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
知的障害者グループホーム	4	4	4	6	6
知的障害者ケアホーム	26	25	27	32	40
精神障害者グループホーム	4	8	8	11	11

表-11 施設系支援の利用実績(各年度末の利用人数)

	施設種別				平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	更			生	43	39	33	29	12
	療			護	6	6	6	4	1
旧	入	所	授	産	6	5	5	5	2
法	通	所	授	産	65	47	43	43	11
	通	葽	肋	寮	1	2	2	1	1
	相	互	利	用	3	2	0	0	0
	生	活	介	護	4	10	22	28	79
	就労継続支援B型		3	20	27	42	146		
新	自	立	訓	練	1	5	5	3	2
法	療	養	介	護	1	1	1	1	1
	施	設 入	所支	援	1	4	11	17	32
	就	労 移	行 支	泛援	0	6	14	13	8

表-12 移動支援の利用実績(各年度1月当たりの利用人数、利用時間) (単位:人、時間)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
障害種別	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
身体障害	19	21	23	24	24 27
7 件障音	119	219.5	242	262.5	367.5
知的障害	56	48	56	59	68
	273	467	536.5	603.5	718
児 童	25	37	32	31	30
1 里	486	243.5	222	213.5	209
精神障害	0	0	0	1	2
作作学音	0	0	0	10	13

表-13 障害福祉サービス等事業所利用状況(平成22年度実績)

		市内	市外		
	登録事業所数	利用事業所数	利用者数	利用事業所数	利用者数
<b>き害福祉サービス</b>	59	39	281	195	31
居宅介護	14	11	87	9	2
重度訪問介護	14	8	13	8	
行動援護	3	0	0	1	
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	
児童デイサービス	0	0	0	2	
生活介護	1	1	28	37	į
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0	3	
就労移行支援	0	0	0	8	
就労継続支援A型	0	0	0	0	
就労継続支援B型	5	5	95	21	i
療養介護	0	0	0	1	
短期入所	3	3	23	28	·
共同生活援助	3	2	9	9	
共同生活介護	14	9	26	14	
施設入所支援	0	0	0	26	
旧身体入所療護	0	0	0	1	
旧身体入所授産	0	0	0	2	
旧身体入所更生	0	0	0	20	9
旧知的通所授産	0	0	0	4	
旧知的通勤寮	0	0	0	1	
相談支援	2	0	0	0	
域生活支援事業	12	10	104	18	;
移動支援	11	9	85	16	,
日中一時支援	1	1	19	2	